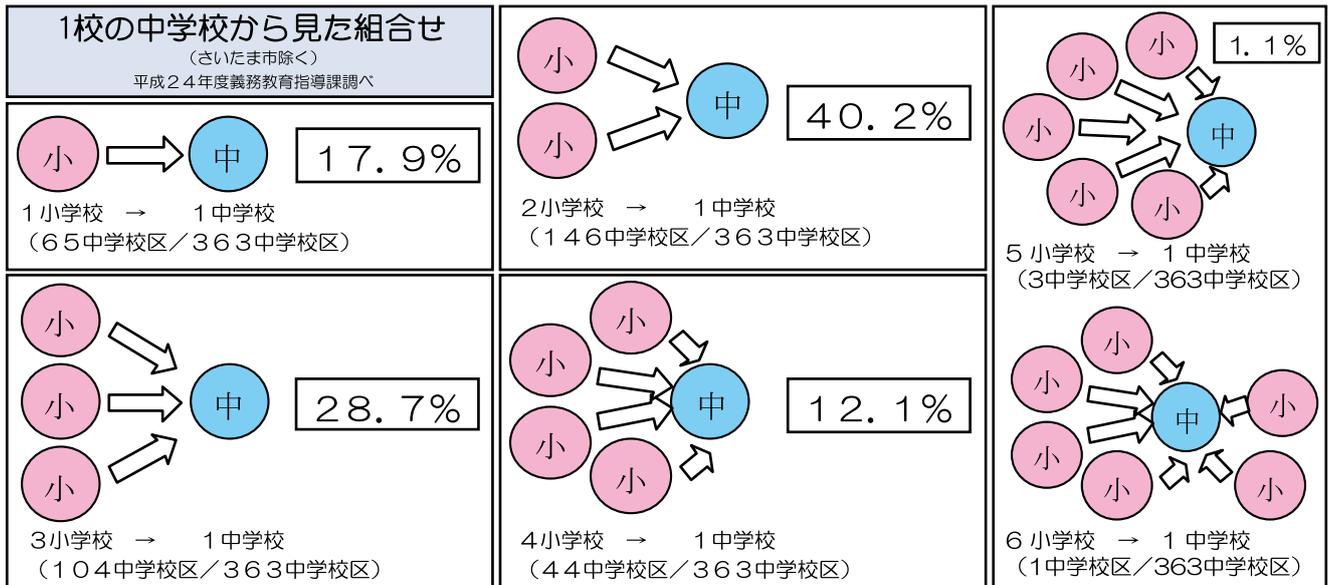


第3章 小中一貫教育のさらなる推進に向けて

小中一貫教育の取組を深める、広める主な手立てとして「小学校同士や中学校同士のつながりの強化」、「小・中学校教員の他校兼務」、「異校種の学校との連携等」があります。

I 小学校同士や中学校同士のつながりの強化

1 県内の小・中学校の組合せの状況



県内の小学校と中学校の組合せの状況には、様々な実態があります。複数の小学校から1中学校に進学したり、1小学校から複数の中学校に進学したりする学校(学校選択制の自治体も含む)も多くあります。「1中学校を中心に見た組合せ」(平成24年度本課独自調査)の状況は上図のとおり、2~4小学校から進学するケースが県内の80%以上を占めています。

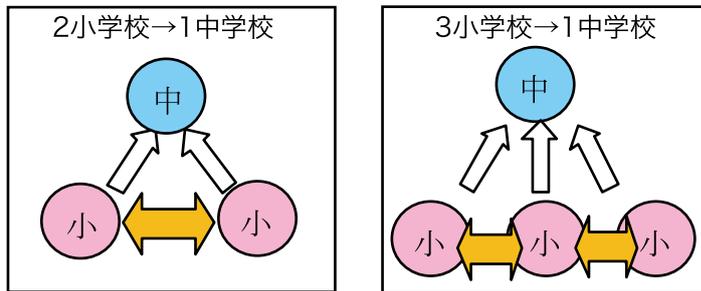
複数の小学校がある中学校区で小中一貫教育を推進する場合、前述の「教員の意識をつなぐ」「児童生徒の心をつなぐ」「9年間を見通したカリキュラムを編成する」などの取組を進める際に、小学校同士のつながりの強化を市町村教育委員会のリードのもとで留意していく必要があると考えています。

1小学校を中心に見た組合せでは、「1小学校→2中学校」「1小学校→3中学校」は合わせて約21%に達します。この場合、児童が複数の中学校に進学するので、小中一貫教育を推進する際には、各中学校へとつなぐ教育活動について配慮していく必要があります。

第3章 小中一貫教育のさらなる推進に向けて

2 期待される効果

市町村内で、小中一貫教育を推進する中学校区に小学校が複数ある場合には、「小学校同士のつながりの強化」によって、より一層の効果が期待できます。



小学校同士でも違いはあるよね。よい部分の違いを認め合い、つなぐポイントを考えればいいのかな？

期待される効果

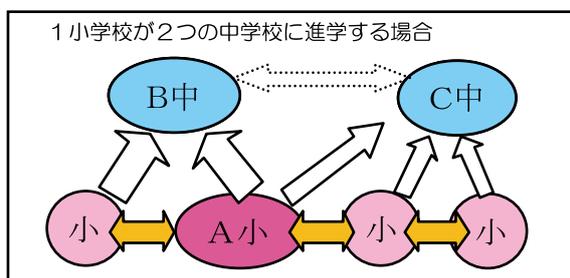
- 中学校区における「9年間を見通したカリキュラムの編成」の取組がより一層充実する。
- 小学校同士の連携によって教員の指導力向上を図ることができる。
- 家庭・地域への信頼や安心につなげることができる。



3 市町村教育委員会の支援例

小学校同士のつながりを強化するにあたっては、連携する小学校が互いのよい指導方法等を認め合い、「9年間を見通したカリキュラム編成」に関するポイントを学校側が焦点化できるようにサポートしていくことが重要だと考えています。

また、市町村内の全小・中学校で小中一貫教育を推進する場合には、準備の段階から、小学校同士(中学校同士)のつながりの強化を視野に入れ、全小・中学校教員が加わる組織を編制し、連絡調整していくことも考えられます。これは、「1小学校が2つの中学校に進学する場合(下図)」に考えられる課題を解決することにもなります。



A小の児童がB中とC中へ進学する場合、A小の小中連携は市町村内で共通して取り組むと効果的だね。



複数の中学校に進学する小学校がある場合には、市町村教育委員会が、例えば、「小・中教員の合同研修会」の開催日を市町村内で同一日に調整し、該当小学校が分担して参加できるようにする方法も考えられます。

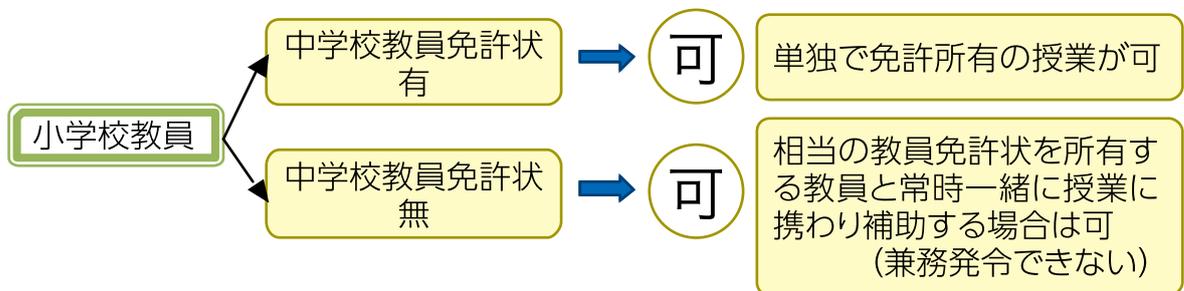
Ⅱ 小・中学校教員の他校兼務

小・中学校教員によるチームティーチングなど、小・中学校の教員が相互に学校を行き来する際には、他校兼務の手続きをすることが必要です。兼務発令を行うことで、教員のサービスの監督を明確にすることができます。兼務発令のためには市町村教育委員会が兼務の必要を認め、県教育委員会に申請することとなっています。

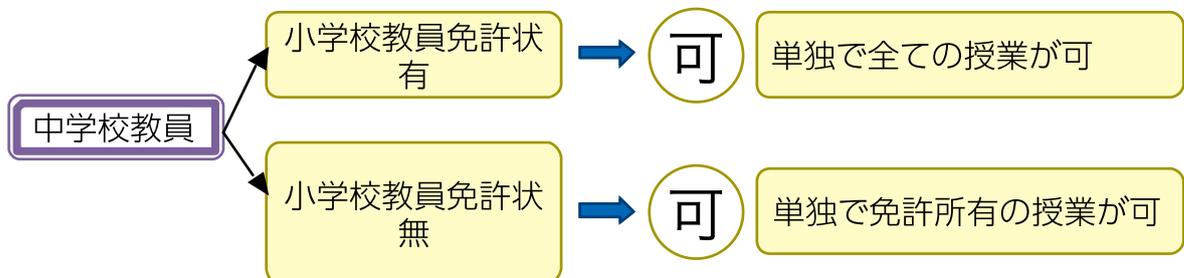
1 小・中学校教員によるチームティーチングの実施方法例

例えば、免許状との関係を考えて次のような実施方法があります。

(1) 小学校教員が中学校へ行き、チームティーチングを実施する場合



(2) 中学校教員が小学校へ行き、チームティーチングを実施する場合



(参考) 教員免許による担当できる(単独で授業できる)教科等

	小 学 校					中 学 校			
	各教科	道 徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道 徳	総合的な学習の時間	特別活動
小学校の教員免許状	○	○	○	○	○	×	×	×	×
中学校の教員免許状	△1	×	△2	△1	×	○	○	○	○

△1:例えば、中学校理科の教員免許状を所持するものは、小学校の理科の指導、

総合的な学習の時間における理科に関連する事項の指導が可能です。

△2:英語の教員免許状を所有する者のみ、外国語活動の指導が可能です。

2 兼務の要件等

埼玉県教育委員会(平成24年4月1日施行)

「教科指導等の充実のための公立小・中学校教員の他校兼務に関する実施要項」から抜粋

- 県費負担教職員であり、教諭、養護教諭、栄養教諭であること
 - * 主幹教諭及び臨時的任用教員は、他校兼務はできません。
- 同一市町村内の小学校及び中学校であること
- 兼務校において小学校教諭免許または、担当する教科の免許を所有するもの

- ※ 本務校及び兼務校の校長は、協議の上、兼務教員の勤務日及び勤務時間の割振りを行う。
- ※ 兼務教員のサービスの監督は、兼務教員の本務校又は兼務校における勤務時間内において、本務校又は兼務校の校長がそれぞれ行う。
- ※ 兼務教員の旅費は、本務校において支給する。
- ※ 市町村教育委員会が兼務の必要を認める場合、別紙「兼務教員発令に関する内申について」(様式1:下図)を教育事務所長に提出する。

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

埼玉県教育委員会 様

教育委員会 印

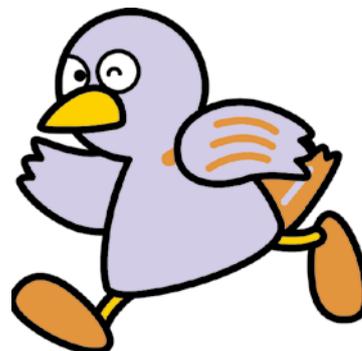
兼務教員発令に関する内申について

公立小・中学校兼務教員取扱要綱に基づき、管内職員を兼務発令したいので、下記のとおり内申いたします。

記

本務校名	立	学校	校長名		所在地	
兼務校名	立	学校	校長名		所在地	
兼務校名	立	学校	校長名		所在地	
兼務教員	職名		氏名		性別	年齢
	所有免許状					
本務校の 担当教科 及び主な 校務分掌等				本務校の担 当学年及び 週当たりの 授業時間数	年 時間 年 時間 計 時間	
兼務校の 担当教科 及び主な 校務分掌等				兼務校の担 当学年及び 週当たりの 授業時間数	年 時間 年 時間 計 時間	
兼務発令希望年月日	平成	年	月	日		
兼務を必要とする理由						

兼務発令をしていなかったために、サービス監督者が不明確になるなど、トラブルになるケースは避けないといけないね。



Ⅲ 異校種の学校との連携等

1 異校種の学校等との連携の充実

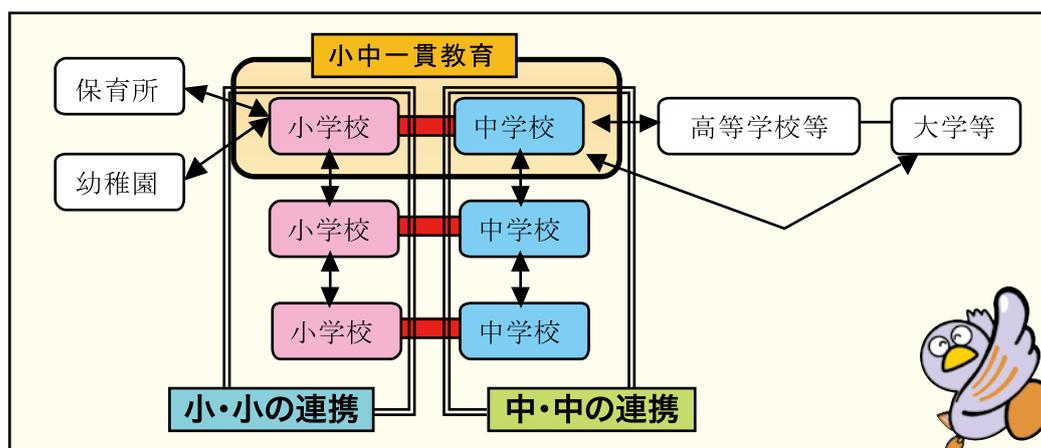
小中一貫教育を核として市町村内の保育所(園)、幼稚園、高等学校、大学等との連携をこれまで以上に進め、地域の子供を地域で育てる仕組みを充実させることが考えられます。

○ 異学年児童生徒等の交流例

- ・小学校と幼稚園、保育所(園)での児童園児の交流学习
- ・小学校サマースクール、補習での高校生による学習支援
- ・高校生、大学生を招聘しての小・中学校進路指導・キャリア教育の実践

こうした取組を進めるためには、まず、異校種の授業参観等での園長、所長、小・中学校長、高等学校長の交流から始めてみるとよいでしょう。

【異校種の学校等との連携のイメージ図】



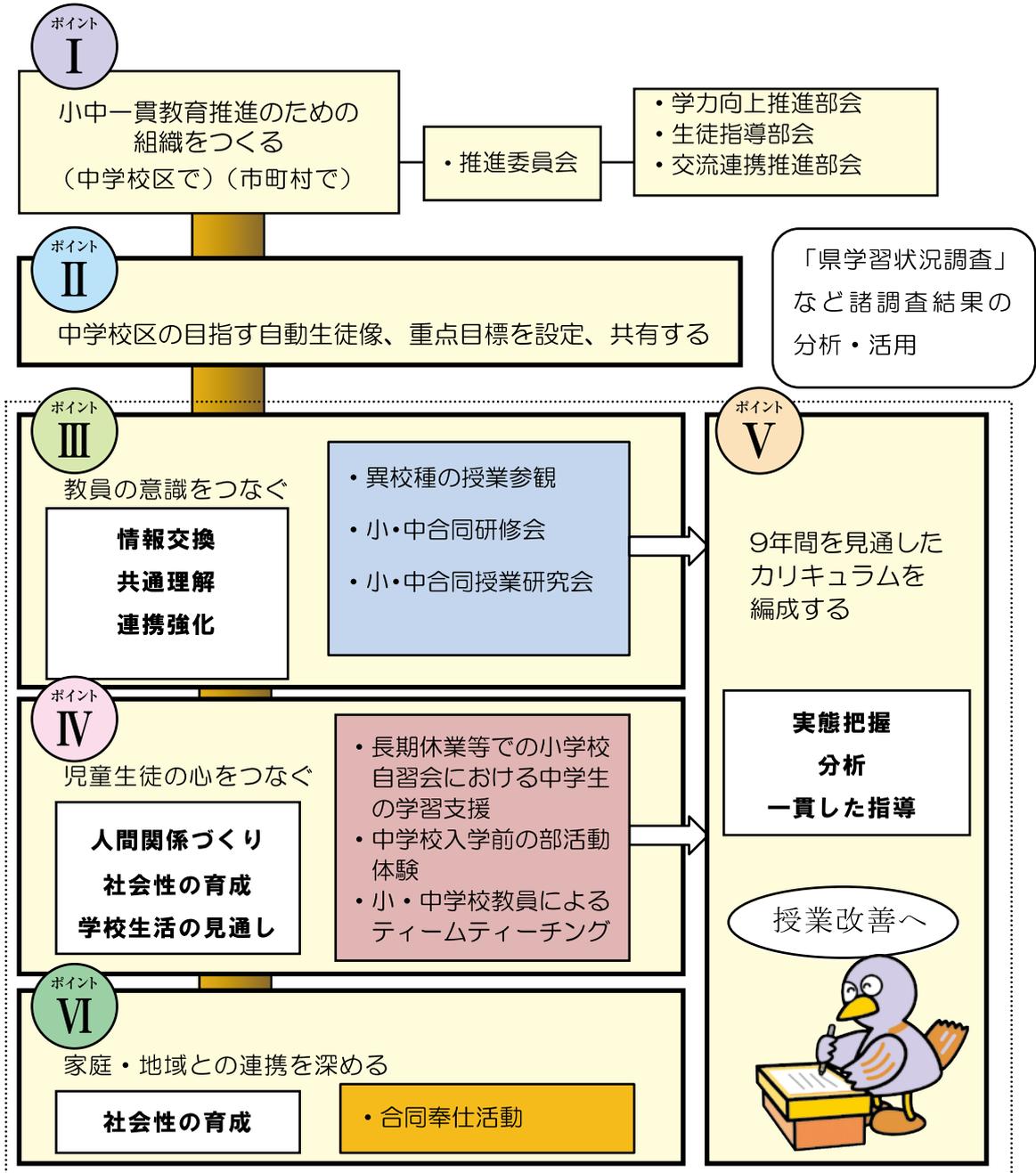
2 他市町村との小中一貫教育ネットワークの構築

例えば、市町村内で小中一貫教育を推進している学校数が少ない場合、市町村教育委員会のサポートによって、他市町村とのネットワークを構築し、進めていくことも一つの方策ではないかと考えています。これにより、次のような効果が期待できます。

- 小中一貫教育コーディネーターの情報交換会を行うことで、互いの中学校区の小中一貫教育の充実を図ることができる。

IV 小中一貫教育推進モデル【普及していききたい取組】

【 確かな学力と豊かな心の育成を目指す小中一貫教育推進モデル 】



小中一貫教育は、アイデア次第でいろいろな広がりが期待できます